（前のページより続き）

○土地区画整理法第百十七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令（同二六）　五四

○建築士法施行規則の一部を改正する省令（同二七）　五五

○タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同二八）　五五

○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（同二九）　五六

○建設工事統計調査規則の一部を改正する省令（同三〇）　五六

○自動車事故報告規則等の一部を改正する省令（同三一）　五七

○国土交通省組織規則等の一部を改正する省令（同三二）　五七

○建設業法施行規則の一部を改正する省令（同三三）　五八

○建設業法施行規則等の一部を改正する省令（同三四）　五八

○動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令（同三五）　五九

○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（同三六）　五九

○北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同三七）　六〇

○気象庁組織規則の一部を改正する省令（同三八）　六〇

○浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通・環境**一）　六一

○平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**環境**七）　六二

○環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（同八）　六二

〔告　示〕

○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（**金融庁**二六、二七）　六三

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（同二八）　六三

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（同二九）　六六

○保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき、保険業法施行規則第七十三条第一項第二号の規定に基づき支払備金として積み立てる金額の特例を定める件（同三〇）　一〇九

○保険業法施行規則第八十八条第五号等の規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第二十三号の一部を改正する件（同三一）　一〇九

○保険業法施行規則別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結）等の規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第二十五号の一部を改正する件（同三二）　一〇九

○保険業法施行規則第八十七条第二号二等の規定に基づき、平成二十二年金融庁告示第四十八号の一部を改正する件（同三三）　一〇九

○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（**金融庁・法務**二）　二〇

○保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令の規定に基づき、平成二十三年金融庁・財務省告示第一号の一部を改正する件（**金融庁・財務**一）　二〇

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**三）　一一七

○農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一二）　一二六

○平成二十二年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要を公表する件（**総務**一一三）　一四六

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一一四）　一七〇

○地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方団体関係団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件（同一一五）　一七〇

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（同一一六）　一七一

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同一一七）　一七一

○無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局を定める件の一部を改正する件（同一一八）　一七一

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同一一九）　一七一